

精神科救急医療体制整備事業
報告様式の記載マニュアル
【医療機関の事務担当者の方へ】

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の第4に基づき、国が指定している統一の別紙様式1を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式の見直しに併せて、報告様式の記載マニュアルを更新いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

1. 記録様式

夜間又は休日に貴院を救急受診した本事業の対象患者に関するデータを、1事例につき1行、「精神科救急医療体制整備事業（施設月報）」（様式1）に記録して下さい。記録するデータは、受診日、受診時間帯、受診者の住所地、経由機関、受診前相談経由、入院形態の6項目で、個人情報に含まれません。この記録が他の全記録の基礎となる最も重要なデータとなります。

2. 記録要領

- (1) 数字は全て半角で入力してください。受診日および合計欄以外は、該当する欄は半角数字の1を選択し、該当しない欄は空欄として下さい。
- (2) 様式1の最上段「当該年・月」と2行目の「医療施設名」を入力して下さい。
- (3) 「受診日」には、当番日のうち、本事業の対象となる救急受診があった日の日付を入力して下さい。
- (4) 「受診時間帯」とは、診療を開始した時間帯で、「夜間」又は「休日日中」のいずれか一方です。どちらか1つの欄に1を入力して下さい。本報告で定める夜間及び休日日中とは、本事業実施要綱第3の4の（1）で定める通り、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分まで（午前8時30分に診療を開始した事例は含みません。）をいい、休日日中とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日、年末年始の日、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日の午前8時30分から午後5時まで（午後5時に診療を開始した事例は含みません。）と定義します。
- (5) 「受診者の住所地」について、貴医療施設が該当する精神科救急医療圏を基準とし、受診者の住所地が「精神科救急医療圏域内」又は「精神科救急医療圏域外」、あるいは「不明」のいずれか該当する1つの欄に1を入力して下さい。
- (6) 「経由機関」について、下の「経由機関入力における留意点」を参考に、該当する項目欄に1を入力して下さい。受診までに関与した機関は全て選択して下さい。
 - 経由機関の入力における留意点
 - * 身体科医療機関：医療機関への受診に際して、精神科以外の他の医療機関からの紹介や転院搬送である場合に選択して下さい。
 - * 精神科医療機関：医療機関への受診に際して、他の精神科医療機関からの紹介や転院搬送である場合に選択して下さい。
 - * 消防機関：医療機関への受診に際して、転院搬送を除く消防救急による搬送であった場合に選択して下さい。
 - * 警察：医療機関への受診に際して、他の医療機関からの紹介や救急搬送ではなく、

警察によるものである場合に選択して下さい。

*行政機関：医療機関への受診に際して、他の医療機関からの紹介や救急搬送ではなく、保健所等の行政機関によるものである場合に選択して下さい。

*その他：医療機関への受診に際して、他の選択肢に該当しない場合に選択して下さい。

*経由機関なし：経由機関がない場合に選択して下さい。

(7)「受診前相談経由」には、医療機関への受診に際して「精神科救急情報センター」又は「24時間精神医療相談窓口」での受療調整が行われた場合に、該当欄に1を入力して下さい(両方選択可)。受療調整が行われなかった場合には、「受診前相談経由なし」に1を入力して下さい。

(8)「入院形態」について、該当欄に1を入力して下さい。診察の結果、入院にならなかった場合は、全て空欄として下さい。

(9) 同日に複数の救急受診があった場合は、同じ日付で複数行にデータを記録して下さい。

(10) 同日中に同じ患者が再受診した場合は、別事例として扱って下さい。

(11) 1ヶ月分の記録が完了したら、最終行のうち、受診日の列には受診者の総数、それ以外の列には各列の合計値が自動計算されます。集計の関係上、エクセルの行数や関数を変更ができないようになっておりますのでご留意下さい。

3. 月報の提出

1ヶ月分の記録が完成したら、翌月の第2週末までに電子メールにて、都道府県又は指定都市の精神科救急医療体制整備事業担当者あてに送信して下さい。

4. データの管理と活用

この施設月報を基礎データとして、本事業の実績報告が施設単位および自治体単位で集計され、1年分の記録を集計した年報が厚生労働省に集約されます。

これを分析した厚生労働科学研究報告書が公表されることがありますが、個々の医療機関名など特定の医療機関に係る情報が公表されることはありません。